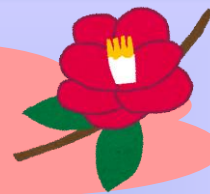


こんにちは



Vol.14 令和6年12月

みなさんこんにちは！旭陽ランチの河野（かわの）です。寒さが体にこたえる季節になりました。今回は、前号でも少しご紹介した「権利を護るための二つの制度」について、もう少し詳しくお伝えしたいと思います。

権利擁護（けんりようご）って何だろう？

いろいろな理由で判断する能力が低下すると、自分の意思が無視されたり、消費者被害や貴重品の紛失、支払いの滞納などのトラブルにあうことがあります。

自分のことは自分で決めて、自分らしく暮らしていくために、苦手になった「判断」の部分を支援することを「権利擁護」といいます。



知っておきたい権利擁護に関する二つの制度

⇒金銭管理や、手続きの支援などを行います

日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと事業）

判断力の低下はあるが、自分で契約内容は理解ができる場合に、社会福祉協議会との契約をして利用します



成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいによる判断力の低下がある場合に家庭裁判所へ申し立てを行い、裁判所が本人の判断力の程度にあわせて、「後見人」「保佐人」「補助人」を選び、任命します



どちらの制度も、本人をないがしろにしてすべてを決めません
何か決めるときには本人へ意見を聞き、
本人の判断が本人自身の不利益になるときにはしっかりと話をします

もしも、ご自分やご家族の判断力に不安があるときは、お近くの地域包括支援センターやランチへご相談ください

【発行元】旭陽ランチ(旭陽地域総合相談窓口)

旭陽ランチについてはこちら



大阪市旭区高殿5丁目10-7 **06-6953-8511** (担当:河野)